

# 議会運営委員会記録

令和2年11月20日(金)

開議 10 時 00 分

閉議 11 時 40 分

第4委員会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

資料1-1～1-5

→(1)～(4)について原案のとおり了承

(1) 令和2年12月浜田市議会定例会議の議案等及び付託案について

(2) 令和2年12月浜田市議会定例会議の会議予定について

(3) 議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定にかかる教育委員会への意見照会について

(4) 請願文書表(案)について

(5) その他 →特になし

2 令和2年12月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

資料2-1～2-2

(1) 陳情付託先案について

→10件付託、1件配付

(2) 請願者等の意見陳述の機会について(案)

→議員定数等議会改革推進特別委員会での検討事項にするか会派持ち帰り、12月3日の議会運営委員会で協議

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料3

・浜田市議会委員会条例(委員の発言、委員長発言)

→案を一部変更したものとするか会派へ持ち帰り12月3日の議会運営委員会で協議

4 会派代表による一般質問について

資料4

→会派へ持ち帰り12月3日の議会運営委員会で協議

5 その他

資料5-1～5-3

- (1) 令和3年度予算要求（議会費）について→質疑なし
- (2) 議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について  
→2月1日開催することを決定（時間は講師と調整）
- (3) 令和2年9月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について→質疑なし
- (4) その他→特になし

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 00 分 開議 ]

笹田委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジメに沿って進めていく。

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和2年12月浜田市議会定例会議の議案等及び付託案について

笹田委員長 | 総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 付託議案について事務局次長。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 以上の説明に何か質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(2) 令和2年12月浜田市議会定例会議の会議予定について

笹田委員長 | 事務局次長。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 今の説明について何か質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(3) 議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定にかかる教育委員会への意見照会について

笹田委員長 | 事務局次長。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 今の説明について何か質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(4) 請願文書表(案)について

笹田委員長 | 事務局次長。  
下間次長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
笹田委員長 | 今の説明について何か質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(5) その他

笹田委員長 | 執行部から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
ここで執行部は退席されるが、委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
では執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

2 令和2年12月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱いについて

(1) 陳情付託先案について

笹田委員長	本件は陳情書取扱基準に沿って基準に該当すると認められるものについて議会運営委員会の意見を聞いた上で、審査を行わず全議員に配付する取扱いとすることとしている。 今回の提出件数11件を1件ずつ確認していきたい。 陳情番号164号について、いかがか。この資料の2-1に提示されているが、取扱基準(1)から(10)に当てはまるかどうかを判断していただきたい。何かご意見があるか。
岡本委員	なしなら審査するということか。
笹田委員長	はい。 ( 「なし」という声あり ) では164号は審査するということよろしいか。 ( 「はい」という声あり ) では165番についてはいかがか。 ( 「なし」という声あり ) 該当なしとして、審査するということよろしいか。 ( 「はい」という声あり ) では、166番についてはいかがか。
岡本委員	これは過去何度も上がった案件である。言葉を変えてあっても、もうやるべきではないと私は思っている。
笹田委員長	該当するのは(9)か。
牛尾委員	これは9月か6月にも付託を受けて審査している。
西村議員	もっと前ではないか。
笹田委員長	9番に該当するとして配付のみという意見があるが、それよろしいか。 ( 「はい」という声あり ) では配付すべきものとする。 167番については意見があるか。 ( 「該当しない」という声あり )
岡本委員	取扱基準はわからないが、我々が今進めているものについて陳情が出たからといって審議してどうするのか。今、コロナ対策を通じて模索している最中であり、ここに向けて市民の意見を吸い上げる前に我々が協議すべきではないか。その後市民はどういう意見を持っているか吸い上げるのが正しい流れだと思っている。
笹田委員長	暫時休憩してもう少し読み込んでいただいて、それで取扱基準の(1)から(10)に該当するかどうかの意見を踏まえて、審査すべきか配付にするべきかを聞きたい。再開は10分後とする。

[ 10時 34分 休憩 ]

[ 10時 44分 再開 ]

笹田委員長

会議を再開する。引き続き陳情番号167番について、ご意見等はあるか。該当なしということで審査してよろしいか。

( 「はい」という声あり )

168番についてはいかがか。

( 「審査する」という声あり )

では、取扱基準に該当しないため審査するということがよろしく願います。

169番についてはいかがか。

道下委員

審査する。

笹田委員長

該当しないため、審査するという意見があったが、それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

170番についてはいかがでしょうか。該当しないため審査することよろしいか。

( 「はい」という声あり )

171番についてはいかがでしょうか。

牛尾委員

これはその都度審査の際に、陳情者がいて、発言させてくれと言ったが必要ないからと断ったことはあるが。「陳情者が傍聴に来ていて、その説明を受けない悪影響」と書いてあるが、説明が必要な場合は受け付けているがそうでない場合は受けないので、ルール化されていることでもあり、別段議論する内容ではない。

笹田委員長

何番に該当するとお考えか。

牛尾委員

(10)かと。

三浦委員

そうした議論を議会運営委員会でやったらいいのでは。

笹田委員長

この付託先は議会運営委員会になっている。

岡本委員

それならやろう。

笹田委員長

では議会運営委員会で審査するということがよろしいか。

岡本委員

私が心配するのは、片方の委員会では発言を認めてもらった、ここではどうだと言われるのがよくないということが言いたい。

笹田委員長

はい。

では172番について。これも似たような陳情だが、これも議会運営委員会でやりたいと思う。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

173番、これも陳情者の件なので議会運営委員会で審査したいと思うがよろしいか。

( 「はい」という声あり )

174番、特定の個人の範囲について、これについてはいかがでしょうか。

( 「議会運営委員会でやろう」という声あり )

では議会運営委員会で審査するということによろしいか。

道下委員

166番の陳情の件について少し言わせてほしい。この文言で万が一発生した場合には云々とあるが、こういう切り口から今一度所管委員会で再考することも十分、捉えてよいのかと思うが。

笹田委員長

審査するかしないかということ、もう一度意見を聞きたいということか。

道下委員

はい。

笹田委員長

先ほど(9)に該当するので審査しないということだったが、道下委員の中では「万が一発生した場合」として今後のことも書いてあるので、審査するべきだという意見が出た。何か意見があるか。

岡本委員

先ほども言ったように必要ない。そういう項目があるかもしれないが、その前後の項目を拾っていくと以前のものと言葉を変えているだけで対象が確定しているような内容である。だから採択したものをやるべきではないと私は思う。

柳楽委員

166番はこれまでと違うもののように私は感じている。逆に174番のほうが、一番下あたりに書いてあることが引っかかる。例えばとあるが、これが特定されるような感じを受けたりするので、議会運営委員会で受けることではあるのだがここは引っかかるため、皆の意見を聞いてもらいたい。

笹田委員長

では先に再度166番について、意見が分かれたので皆の意見を聞いていきたい。

澁谷委員

内容は今までと違うように思うが、今後の対応を求めるというように。

沖田委員

私も今までの陳情より今度は対応を、要は情報公開の観点にもなるのかなと思うので、審査はすべきかと思う。

三浦委員

道下委員の意見を聞いて内容を再度確認したが、一度付託するとしてよろしいかと思う。

飛野委員

私もそう思う。

牛尾委員

必要ない。

芦谷委員

必要ない。

川上副委員長

審査すべきと思う。

笹田委員長

今の話を聞くと審査すべきという方のほうが多いのだが、一応決を採りたい。166番の陳情について審査すべきものと思う委員は挙手を願う。

《 賛成者挙手 》

過半数の挙手があったので審査すべきものと決してよろしいか。

( 「はい」という声あり )

笹田委員長 では174番、先ほど柳楽委員から意見があった件だが、それについて皆の意見をお聞きしたい。

岡本委員 特定ということであればこの中に該当するわけだから、必然的にこれは外すべきだろうと思った。

笹田委員長 174番は(3)に該当するということではよろしいか。(3)は「特定の個人、団体等の名誉を棄損し、または信用を失墜させる恐れのあるもの」となっている。岡本委員はこれに該当すると言われるが。

牛尾委員 同じ意見である。

笹田委員長 柳楽委員はどうか。

柳楽委員 (3)に該当すると思う。

澁谷委員 そういう感じがする。

笹田委員長 では(3)に該当するということで皆の意見がだいたいまとまっているように思うので、これについては(3)に該当するとし、配付のみとしてよろしいか。

( 「はい」という声あり )

ではそのようにさせていただく。

もう一度確認をしていきたい。174番以外は全部審査するというところでよろしいか。174番は配付のみとさせていただきたい。

( 「はい」という声あり )

よろしく願います。

## (2) 請願者等の意見陳述の機会について (案)

笹田委員長 岡本委員から以前と、先ほどもあったが、陳情者が各々委員会を傍聴に来て意見を言わせてくれというのに対し、委員会ごとに対応が別だと困るという意見をいただいている。

そこで事務局が、その機会について他市の状況も調べた上で案があるようなので、説明していただきたい。

( 以下、資料をもとに説明 )

下間次長 ただいまの説明について質疑等あるか。

笹田委員長 事務局から説明があったように相当分厚い内容なので、できれば議会基本条例の絡みもあって今政治倫理審査会についてもやっているの、議員定数等議会改革推進特別委員会にてこの件はぜひ時間をかけて検討させていただきたい。委員長としてそう思っている。よろしく願います。

牛尾委員

岡本委員 まず会派に持ち帰った上に、議会改革についてお伝えし、それであればその意見をもらって議員定数等議会改革推進特別委員会の委員が出て議論を交わすようお願いする。

笹田委員長 議員定数等議会改革推進特別委員会委員長からもあったし、岡本委員からも発言があった。この件については次回の議会運営委員会までに一度持ち帰っていただき、この案をどうすべきか各会派から

西村議員  
西川議員  
笹田委員長

お聞きしたい。オブザーバーの2人からは何かご意見はあるか。

ない。

それでいい。

では次回まで会派でしっかり会派で議論していただき、案をいただければと思う。そのほかにあるか。

西村議員

請願と陳情にかかわることで、主には事務局職員の対応に係ることなのだが、今回請願の2件のうち1件は私を通じての中身になっていて、少人数学級についての請願なのだが、その団体は前段として陳情で上げてきた。中身は意見書を県に出してくれという陳情だったのだが、受け付けてくれなかったということで返ってきた。この中身なら請願で出さないとだめだと。理由を聞いたのかと尋ねても要領を得ない。なぜそのように言われたのか、なぜ請願でないとだめだと。要するに提出者本人が理解してなかった。

事務局が実際どのように対応されたかわからないが、いずれにせよ私が言いたいのは、陳情者が最終的に返されたことはよいが理由を納得して帰る形を、職員間で協議したほうがよいのでは。きちんと対応はされたのかもしれないが、理解力が足りなかったのかもしれないが、それが頭に残っているので、機会があれば発言しておこうと思った。

下間次長

大変申しわけなかった。もともと意見書の提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼するというのは、浜田市議会の申し合わせで決まっていることなので、そういう対応をしたのではないかと思う。相手の方に理解してもらえてなかったというのが一番の大きなところだと思うので、提出者は請願や陳情はなかなかわからない部分があるので、そこは丁寧に説明させていただきたいし、そういうことを事務局内でも徹底していきたい。以後気をつけていきたい。

牛尾委員

これは知事の新しい政策なので、これを当該議会に陳情したところで困ると思う。だから請願で出さないと意見書は知事へ出せないから、請願にするしかない。この程度のことは事務局も言ったのではないのか。

下間次長  
西村議員  
笹田委員長  
西村議員  
笹田委員長

断られたと思ったのなら、少し不満かもしれない。

多分、説明はあったと思う。本人に理解力がなかったのか。

西村議員から説明をお願いします。

説明は終わっている。

議題2は終了してよろしいか。

( 「はい」という声あり )

### 3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

#### ・浜田市議会委員会条例（委員の発言、委員長の発言）



笹田委員長

本件については9月29日の議会運営委員会において提案があり、申し合わせ事項への追加をすることと取り扱っていた。その件について事務局から説明をお願いする。

下間次長

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

今の説明について質疑等はあるか。

岡本委員

委員長が中立であるという点については理解している。ただ、委員長が委員長報告の中で皆に賛否を問うていくことについて、全会一致なのか、それとも自分がその中に異とするものがあれば何らかを伝えておかないと、受け取りが少し違うのではないかということ疑問として思っている。

それから採決に加わらない、いわゆる委員長が副委員長に議事を交代する中で、執行部に対していろいろ質疑することについて説明があった。当然その中には、聞くのみならず自分の考え方、主張が出てくるのだろうと思っているので、その状況がどうも違うということであれば、賛否の中で少し伝えてもいい、そうしたら全会一致という表現ではなく、反対者もいるという表現でいくと、議場で報告を受けた方にとってその認識はしっかりしたものになるのだろうと思っている。以上のような思いを課題として持っているので、少し事務局で調整していただけないか。検討して出していただけたらと思う。

牛尾委員

岡本委員からの話があったが、事務局がまとめた中で言えば、委員長が質疑をするのは恐らくノーの場合を想定してあるのだろう。そうすると、副委員長が決を採るわけで副委員長は自分の賛否を表明するわけにいかない。委員長は自分がノーという立場があるから、委員長の職務に復帰せず一議員のままでいて、評決の時に反対するというルールになると僕は思うのだが。それが皆の頭に入っているならこれでオーケーとなると思うが。

飛野委員

会派に持ち帰りたい。

道下委員

そもそも委員長権限が決まっているわけだから、なぜ副委員長がそういう立場になるのか違和感を覚えたのだが。

牛尾委員

委員長が質問する際は副委員長とかわる。それを言っている。

西村議員

採決は委員長がするのだろう。

牛尾委員

しかし委員長が自分の意見を表明しようと思えば一委員のままで委員長に復帰しないでやると、書いてあるだろう。

下間次長

今送った資料をご覧いただきたい。委員長の討論実施による副委員長の職務について。浜田市議会は委員会の中で討論をしていないので何とも言えないのだが。

岡本委員

待て、委員会の中で討論しているだろう。

( 「討論してない」という声あり )

西村議員

本会議では討論するが。

- 岡本委員 各委員から意見を述べましようと、各委員会で討論につながるように持っていこうという方向づけをしたのでは。
- 下間次長 それは自由討議である。
- 岡本委員 自由討議は討論だろう。
- ( 「違う」という声あり )
- まあい。それならそれで。私には意見がある。
- 笹田委員長 これはあくまでも討論の中での説明かと。討論していた場合の。
- 下間次長 はい。牛尾委員が言われるのはこれに似ている。委員長は委員長として賛否を表明してはいけない。委員長が委員会の中で反対討論したいくらいの強い思いがあるのであれば、委員長と副委員長を交代して委員として反対討論を行うことはできる。その場合は副委員長が議事進行をしなければいけなくなるので、副委員長に採決権がなくなってしまう。そうするとどんどん話が広がってきて、副委員長までもが採決ができなくなってしまう。実質、浜田市議会の中では委員会内で討論は行っていない。
- 笹田委員長 これはあくまでも委員会内で討論をしていた場合の内容で、事務局案というのは、委員会の中でそういう意思があればそれも含めて質疑をしてくださいという内容のもの、と判断していただければと思う。討論は今行っていないので、この内容だと浜田市議会には当てはまらない。委員長には採決権がない状況で委員会を進めているので、それはご理解いただきたい。
- 岡本委員 ではそれに立って、今後のことを。例えば定数が22となれば1委員会の定数が7人となる可能性が出てくる。そうすると賛否が同数の場合がある。そうすると中立である委員長も採決に加わる可能性がある。このことについてしっかり腹入れが必要だと思う。そういう観点でいったときに今のような委員長の意思をどうするのか。私は、賛成の人がほとんどの大勢を占めているときに委員長が議場で反対討論するのはいかななものかと私は思っている。皆がいろいろな意見を言っているときに委員長からも意見表明があれば、皆も覚悟はできていただろう。抜き打ちで反対討論されると、その担当委員会はどうしたのかという話になるので、それについて私は違和感があると申している。
- 笹田委員長 それは重々わかっている中で、事務局が浜田市議会のルールにのっとって申し合わせ事項にこれを付け加えさせていただきたいと案を出していることをご理解いただきたい。
- 岡本委員 併せて、定数が変わっていくこともわかっていないといけない。
- 笹田委員長 もちろん産業建設委員会は現在7名なので可否同数の場合は委員長が採決に加わることは皆承知の上なので、皆もわかっているルールであり問題ないと思っている。
- 岡本委員 議事進行は中立であってもやはり何らかの、議員としての意思表

芦谷委員

示は持っていないといけないということはわかってほしい。

今の場合、審議して採決に際して委員長自ら反対をすることを表明しながら賛否を問うて、その結果は全会一致ではなく賛成多数ということにすればいいのでは。

下間次長  
澁谷委員

委員長は賛否に加われないので。

委員長と議長は可否同数のとき以外に議決権がないわけだから、本会議で報告するときに反対でしたというようなことは、今のルールでは言えない。だからその道筋をきちんとしないと、個人の意見と全体が混乱してしまう。明確な線引きをしてもらわないと個人の感情で言ってもらっても困る。法治国家なら法に基づいていただきたい。

牛尾委員

今の問題は、個人の問題ではなく実際違和感があったのは間違いない。全会一致という委員長報告があった上で委員長が反対討論をされるのは。それはあってもよいから、違和感がないようにどこかで決めなければいけないので。先ほどの分だとオーケーになるのか。

下間次長

今までもそうだが、委員長も反対するのであればしっかり委員として質疑の中で執行部にただす、その中で反対の気持ちはほかの委員も分かってくるのだと思う。質疑なくして反対というのも基本的にはあり得ない話。

牛尾委員  
笹田委員長  
岡本委員

今回の内容でいいと思う。

ほかにあるか。

今言うように、申し合わせ事項、ルールはルールだということはわかっている。ただ我々としては申し合わせ事項でお互いわかっていようねということで今やってもらっているのだから、そういう解釈でいいと思う。ぜひ皆に認識してほしい。

西村議員

書いてある趣旨で、実際にやるとしたらこういう方法が一番よいと思っていた。ただ、申し合わせ事項ではあるが意向を明らかにするものとする、ということよりは、努めるくらいの表現に収めたほうがよいのでは。

下間次長

少し強めにつくったのは事実である。最初は「努める」にしていたが、そういうルール化したほうが、意見の思い違いがいいのかなどと思って。

西村議員

そうすると逆に委員長は、どうしても質疑をしなければいけないような。

下間次長  
西村議員

してよい。

しないとおかしくなるから、そこまで規定するのもどうかと私は受け止めた。確かに違和感があるのもよくわかるから、違和感がないような方向に、「努める」くらいでおいたほうがよい気がする。

笹田委員長

今回は岡本委員の強い思いもあり、最初は「努める」としていたのだが、あくまでもこの考え方としては委員長自身が反対の場合で、

こういった例が行われないうように、反対は特に行わないと違和感や混乱が起こる可能性がある。「努める」だと反対でも逆にしなくてもいいという恐れが出るため、反対する以上は、反対の意思がほかの委員に伝わるような質疑をしておかないと、本会議で違和感が出てくるのではないかとということで、強めに入れさせていただいた。

西村議員が言うように「努める」でとどめておいたほうがよいという意見があったが、この委員会でそちらのほうがよいというのであればもちろん変更も可能である。ただ、やはり先ほど岡本委員が言われたように今後違和感がないようにするために、やはり委員長採決権がないため意見は委員会内で伝えていただきたいという思いもあるので、このあたりは皆どのようにお考えなのか、意見を聞いてみたい。

柳楽委員

事務局案を読みながら、アのところで、委員長報告時は委員長としての立場で、討論時は議員としての立場ということなので、特に委員会の結果に関係なく委員長は意思を表明することは問題ないのだなと思った。ただ、そういうことがわからずに聞いている人たちが違和感を持つとは思っているので、青い字で書いてある部分は必要なのかなとは思いますが、「意向を明らかにする」という部分が少し引っかかる。意向というのが賛否を匂わせるという意味合いになるのであれば少し問題があるのかなと感じたのだが。

下間次長

本来、違和感がないようにするには賛否がわかるように質疑をしてもらいたいのだが、賛否は表明することができない、なのでオブラートに包んだような「意向を明らかな」という言い方をさせてもらった。「自身の意見を述べ賛否を明らかにするものとする」であればすっきりして皆がわかりやすいかもしれないが、それは質疑の中で賛否を明らかにしてはいけないので、自分の意見や考えを明らかにする。委員会委員の発言は委員会条例に「自由に質疑し意見を述べることができる」とある。意見である。意向という言葉に違和感があるなら、「自身の意見を明らかにする」でどうか。

笹田委員長

重々わかっているのだが、結局委員会で委員長が賛否を公開できないので、今そういうことを塞ぐとまた同じことが生まれるからどうにか賛否が分かれるようにして、そういうものをなくそうというためのルールづくりをしている。それを「賛否を言うな」という話になるとまた同じことの繰り返しになる。僕はこう思うがどうかという聞き方をしないと。

柳楽委員

それは当然だと思う。ただ「意向」という言葉になったときがどうなのかと。問題点を十分にその場で指摘することは必要だと思うが「意向」という言葉がここに相応しいのか疑問がある。

笹田委員長

何かしらよい言葉があるか。

柳楽委員

問題点を指摘するとか。特にそこはなくて、自分の意見を述べる

下間次長  
笹田委員長

という形においてもよいのかなと思うのだが。

委員会条例にあるままで。

条例は変えない。申し合わせ事項に足すだけなので。条例にはすでにそう書いてある。書いてあってもしない場合が今回のように生まれてきたので、申し合わせ事項に載せて、そういったことを防ぐための申し合わせ事項だと理解していただけたら。言葉に違和感があるなら何かしらよい言葉で。それが現実には起こればよい話なので、いくらでも変えられる余地はあると思っている。引っかからない言葉があれば事務局に伝えてほしい。

西村議員

私が今思っているのは、最終的に委員長としての報告をするときにこういう意見が出たというのを大体述べる、そのときに、反対をにおわせるような質疑があったことを委員長報告の中で述べておけば、今回で言えば反対討論につながって違和感もある程度払拭できるのではないかと思う。そういう表現がここに、申し合わせ事項なのだから織り込めるかなと思った。

笹田委員長  
西村議員  
笹田委員長

委員長報告に自分の意見を織り込めないだろう。

質疑があれば。

もちろんあれば載せないといけないが、もしそれが、例えば委員長がかわって自分が言えば書き込めるが、言わなければ書き込めない。

西村議員  
笹田委員長  
岡本委員

それはそうだ。

だから、前段の話をしている。

反対討論をしようとする委員長は所属委員会において、何らかの表明というかわかる所作をしてほしい。そうすれば委員長は反対なのだとは理解もできるが、ぱっとされると違和感がある。

笹田委員長

岡本委員が言われたことを防ぐために、この申し合わせ事項を載せて防ごうとしている。

岡本委員  
西川議員

私はこれでよいと思う。

先ほど柳楽委員が言われたように、事務局作成資料のアとイ、前回も「違和感」という言葉に違和感を覚えたのだが、委員長報告時は委員長として、討論時は委員として、中立な立場としての認識しておけば違和感はないと思うので、申し合わせがなくても認識していればよいと思う。

牛尾委員

「意向を」の3文字を外してもよいのでは。自分の意見を明らかにするというのでいいのでは。「意向」に引っかかる方がおられるなら。

笹田委員長

その前に「対する考え」と書いてあるので。「自分の意見を明らかにする」で。

川上議員

「意向」とはそもそも「方向性を示す」ということになるので、賛否になってしまうので、意向は削ってもよい、それがなくても十

芦谷委員

分納得できるので。委員長報告の全会一致というのは、委員長以外の委員のことを言うので、その点だけは十分理解してもらいたい。

十分だが、「意向を」を削除することでその前の「十分な質疑を行うとともに、自身の意見を述べるものとする」でどうか。要するに十分審議をして、なおかつ加えて自身の意見をはっきり言う。

笹田委員長

では、「意向を」の部分に引っかかる意見が多いようなので、聞いた意見を再度まとめていただき、次回の委員会で再度皆にお示しして議論していただきたい。それでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

#### 4 会派代表による一般質問について

笹田委員長

昨年度から仮通告の導入と会派代表者会議による調整後に行う流れとして実施した。実施については別紙をご確認いただき、ご意見を伺おうと思っているが、資料について事務局から説明をお願いします。

近重書記

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

説明があった。この件については会派に持ち帰っていただき、次回12月3日か16日の間で議論したい。会派でしっかり議論していただきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

#### 5 その他

##### (1) 令和3年度予算要求（議会費）について

笹田委員長

次長から説明をお願いします。

下間次長

( 以下、資料をもとに説明 )

笹田委員長

よろしいか。

( 「はい」という声あり )

##### (2) 議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について

笹田委員長

資料をご覧いただきたい。皆から意見をいただいたが、2つの研修が候補である。モラル向上については昨年度のコンプライアンス研修の内容と重複も想定されるため、ナンバー1の研修を実施したいと考えているがよろしいか。

( 「はい」という声あり )

では実施が2月1日であることをまず通知しておく。時間と講師については改めて全議員へ周知したい。またコロナがどうなるかわからないので、また大きな変更があるかもしれない。そのときはご了承ください。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

**(3) 令和2年9月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について**

笹田委員長  
下間次長  
笹田委員長

次長から説明をお願いします。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
よろしいか。  
( 「はい」という声あり )

**(4) その他**

笹田委員長

そのほか、委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
次回の委員会の予定は12月3日の個人一般質問終了後に、全員協議会室で開催したい。よろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
そのときの宿題として会派代表質問の件と、先ほど特別委員会に振るか振らないかという話もあったが、傍聴人の意見についてはしっかり会派で議論いただけたらと思う。よろしくをお願いします。よろしいか。  
( 「はい」という声あり )  
以上で議会運営委員会を終了する。

[ 11 時 40 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹 田 卓